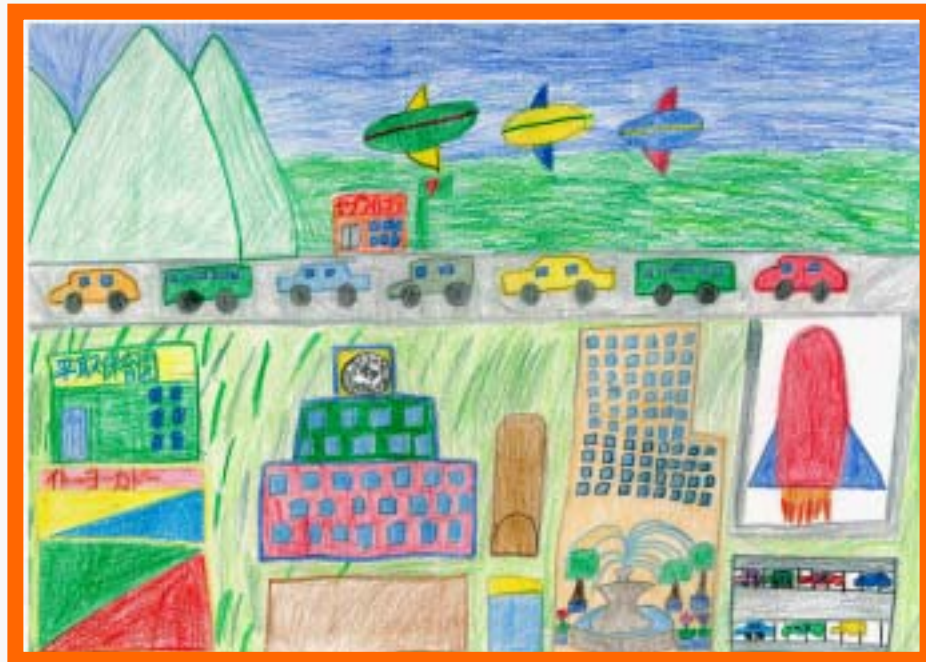


第5次

平取町総合計画

2006 ➡ 2015

一人ひとりがまちづくりの主役です
輝くびらとり未来につなごう



自然がたくさんある未来のまち 荷負小学校5年 水澤拓人くん

北海道平取町

平取町民憲章

わたしたちは、雄大な自然に恵まれ、未来に豊かな可能性を秘める平取町の町民であることを誇りにもち、力をあわせてしあわせな町をつくるため、この憲章を定めて実行に努めます。

- 1 心身をきたえよく働いて、
産業の発展するまちをつくりましょう。
- 2 こどもをすこやかに育て、
情操豊かな文化のかおり高いまちをつくりましょう。
- 3 きまりをよく守り、
環境をととのえて明るいまちをつくりましょう。
- 4 自然を愛し、
公共物を大切にす風習のまちをつくりましょう。
- 5 自主的な住民運動の輪を広げ、
住みよいまちをつくりましょう。

はじめに

わが国は今、かつてない財政危機に直面すると同時に、少子・高齢化が急激に進展しています。こうした中で、地方分権や市町村合併、財政の三位一体改革などをはじめとして、社会の各般にわたって変革が必要とされ、今までのしくみや考え方が根幹から見直される時代の大きな転換期を迎えています。

平成16年9月、平取町は隣接3町で構成する合併協議会を離脱し、当面合併をしない決断をしましたが、合併の有無にかかわらず、平取町も行財政運営の大転換が必須のものとなっています。今後は、私たち町民の力量が試され、市町村間に格差が生じる時代であり私たち自らが方針を決定し、自らの責任で行動することが求められています。全町民がこれらの状況に対する認識を共有し、心をひとつにして厳しい試練を乗り越えていかなければなりません。

この厳しい変革の時代をマイナスとしてではなく、未来を創造する絶好の機会としてとらえなければなりません。従来の考え方やしくみにとらわれない柔軟な発想と意思を持ち、活力あふれる地域の創造に向けて、山積する課題に取り組んでいくことが求められているのです。

本計画では徹底した情報公開を前提とした住民参画をすすめ、町民と行政のパートナーシップに基づいた協働作業の推進と、地域に根ざした個性的で分権の理念に合致した行政へと変換する“町民と行政が共有する総合計画”の実現をめざしています。

この計画の大きなテーマである「一人ひとりがまちづくりの主役です 輝くびらとり未来につなごう」の視点にたった施策を着実に的確に実施するとともに、財政の健全化を図りながら、町民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちをつくるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、計画実現になお一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。

2006年4月

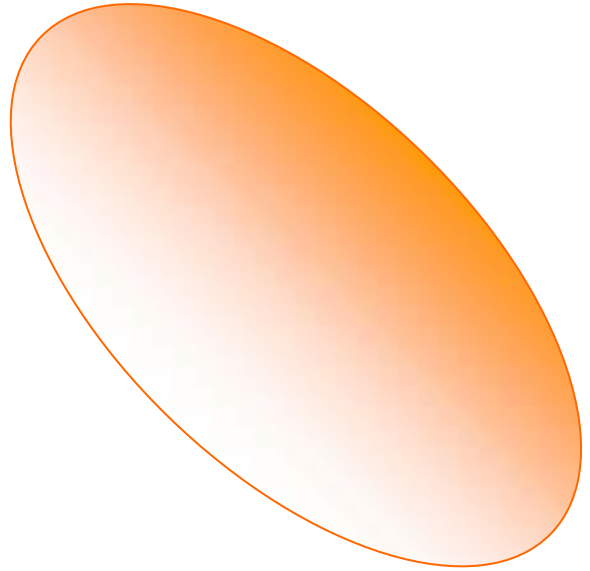


平取町長 中道善光

目次

基本構想	3	基本計画	25
総合計画の役割	4	基本計画書の見方	26
計画の基本となる考え方	5	教育・文化の推進	27
計画の構成と期間	6	1 小中学校教育	28
計画推進のために	7	2 高校教育	31
まちづくりの現況と課題	8	3 社会教育	32
平取町の将来人口	10	4 社会体育	34
平取町をとりまく時代の流れ	12	5 図書館活動	36
平取町の将来像	14	6 人材育成・交流推進	37
輝くびらとりのための基本目標	15	7 芸術文化	37
分野別の施策の大綱	16	8 イオルの再生	38
教育・文化の推進	16	9 アイヌ文化	39
保険・医療・介護・福祉の向上	18	10 文化財保護	40
産業の振興	19	保健・医療・介護・福祉の向上	41
生活環境の向上	20	1 健康づくり	42
町民活動・行政活動の充実	22	2 医療機関	43
国民健康保険・介護保険・国民年金	44	3 子育て支援	45
高齢者福祉	47	4 高年齢者福祉	47
障害者福祉	49	5 障害者福祉	49
ウタリ福祉	51	6 障害者福祉	49
地域福祉活動	52	7 ウタリ福祉	51
地域福祉活動	52	8 地域福祉活動	52
産業の振興	53	産業の振興	53
1 農業	54	1 農業	54
2 林業	57	2 林業	57
3 工業	59	3 工業	59
4 商業	60	4 商業	60
5 観光・レクリエーション	61	5 観光・レクリエーション	61
6 雇用対策	63	6 雇用対策	63
7 業種間交流	64	7 業種間交流	64
生活環境の向上	65	生活環境の向上	65
1 土地利用	66	1 土地利用	66
2 道路・交通機関	66	2 道路・交通機関	66
3 情報通信	68	3 情報通信	68
4 町民生活	68	4 町民生活	68
5 防災	70	5 防災	70
6 消防・救急	71	6 消防・救急	71
7 自然保護・みどり豊かな環境	72	7 自然保護・みどり豊かな環境	72
8 環境保全	74	8 環境保全	74
9 環境衛生	75	9 環境衛生	75
10 住宅・住宅環境	77	10 住宅・住宅環境	77
11 上水道	78	11 上水道	78
12 生活雑排水	78	12 生活雑排水	78
13 水源地域	79	13 水源地域	79
町民活動・行政活動の充実	80	町民活動・行政活動の充実	80
1 町民自治活動・まちづくり運動	81	1 町民自治活動・まちづくり運動	81
2 国内交流・国際交流	82	2 国内交流・国際交流	82
3 広報広聴活動	82	3 広報広聴活動	82
4 行財政	83	4 行財政	83
5 広域行政	86	5 広域行政	86
6 人権	87	6 人権	87
7 男女共同参画	87	7 男女共同参画	87

基本構想



総合計画の役割

総合計画は、社会情勢などの環境の変化を受け止め、平取町が未来に向かって持続的な発展ができるよう、長期的視点からめざすべき将来像や基本目標を設定し、その実現に向けて町民、議会議員、町長、行政職員がそれぞれの役割において推進すべき基本的な取り組みの方向性を示すもので、次の2つの大きな役割を果たすものです。

1．計画的な行政をすすめるうえでの指針となるもの

行政にとって、現時点での町民の要望に素早く対応して事務事業を着実に実施していくことはもちろん大事な仕事ですが、年々複雑多様化している社会情勢や経済情勢を的確にとらえ、町の将来を見据えた行財政を運営していくことは、それにも増して重要なことです。その指針となるものが総合計画です。

2．住民活動の指針となるもの

行政だけで町を振興・発展させることは不可能です。そのためには町民の力が不可欠です。町民と行政が同一の「目標」とそれを達成するための「手段・手法」を共有し、力を合わせ行動していくことが求められています。この住民参加の必要性和共同の「目標」、「手段・手法」を明記したものが総合計画で、町民の具体的活動の指標となるものです。

計画の基本となる考え方

従来の総合計画は、右肩あがりの経済成長と堅調な税収に裏打ちされた成長社会を前提とし、地域開発、施設整備、サービス提供をどのように、どれだけ行うかを中心とした整備型計画の性格を持つものでした。しかし、少子高齢社会や先が見えにくい社会経済のもとでは、こうした計画の実効性を担保する財源などの見通しを立てることは大変困難になっており、かつてのしくみや手法を大きく見直さなくてはならなくなってきました。

このような中、これから総合計画を実現するための平取町のまちづくりの基本姿勢を明らかにしておかなければなりません。

1．町民との協働によりまちづくりをすすめます

平取町の良いところも劣っているところも、平取町に住んでいる人が一番よく知っています。地域の人たちが地域の振興策や問題を解決する方法を自ら考え実践し、そして、行政はこの活動を尊重し的確に支援していくことが、まちづくりの理想といえます。これから総合計画の目標を実現していくために、町民はもとより、議会や行政がともに役割と責任を認識しながら、力を合わせる「協働のまちづくり」をすすめます。

2．びらとりの個性・特性をいかしたまちづくりをすすめます

人それぞれに個性があるように、どんな町や村にも、多くの先人達が築き上げた伝統・文化や、気候風土に根ざしたその町固有の特性をもっています。町民の誇りにつながり、人びとに共感されるまちづくりとは、その町や地域がもつ自然や歴史、文化、産業などの特色をいかしながら、町を愛する人たちの手で着実にすすめられるものだと考えます。平取町の個性や特性をあらためて考え、それをいかした活力あふれるまちづくりをすすめます。

3．平取町の憲法となる、まちづくり基本条例を制定します

今後10か年のまちづくりの指針となる第5次の総合計画を町民と行政が協働ですすめていくと同時に、それらの手法やしくみをさらにステップアップするため、平取町が抱える地域社会の課題などに対し、どのようなことを大事にし、どのような方法により取り組むべきか、自治体運営の基本的な理念やしくみを、具体的に条例という形で定める「まちづくり基本条例」の制定をすすめます。

まちづくり基本条例とは、町の憲法ともいべき性格の条例で、内容は情報の公開・共有、責任説明、まちづくりに参加する権利、議会や町の役割と責務などを条文にて明確にし、この条例の内容に則して、教育、環境、産業、福祉などの分野別の条例、規定の体系化を図るものです。

計画の構成と期間

第5次平取町総合計画は、平成18年度から平成27年度までの10か年計画で、「基本構想」と実施計画と展望計画からなる「基本計画」により構成されています。

1. 基本構想

平取町のめざすべき将来像を実現するために、基本計画を実施する際の理念とまちづくりの方向性を示すべきもので、総合計画の根幹となるものです。

2. 基本計画

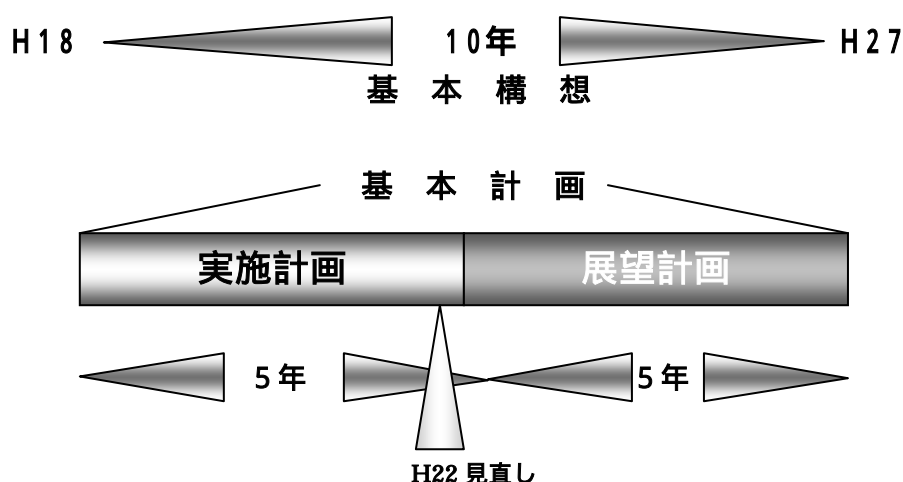
基本構想で描かれた将来像を実現するために必要な施策を体系化し、具体的な事業計画として明らかにするもので、実施計画（前期5年）と展望計画（後期5年）から構成されています。

【実施計画】 計画前期5か年に実施することを前提とした実施計画では、その実行性を担保するため事務事業の項目ごとに、実施期間と事業主体（担当など）を明確にし、進捗状況を毎年確認し公表します。

【展望計画】 計画後期5か年を展望した事業計画を施策ごと事務事業ごとに記載しています。

【実施計画のローリングと見直し】 毎年度3か年の事業のローリングを行うとともに、前期計画終了1年前に展望計画との整合性を図りながら見直し、新たな実施計画とすることで情勢の変化に対応した計画とします。

ローリング 毎年、計画と実績をチェックし目標の達成を図る方法。



計画推進のために

第5次平取町総合計画の策定では、住民アンケート調査や各自治会単位での住民対話集会、小中高校生を対象としたまちづくり議会の開催や絵画の募集などを行い、町民の貴重なご意見、提言をいただきました。そしてそれを可能な限り計画に反映させることに努力しました。また、各団体や地域で活躍されている方を、審議会委員に委嘱し、策定作業を一緒にすすめてきました。このように町民の力を結集して策定した大切な総合計画を絵に描いた餅にしないため、次のような姿勢でその推進を図っていきます。

1. 計画の施策ごとの事務事業について、それを実施した結果、町民生活がどれだけ向上したかという成果を客観的に効果測定を行い、その結果をきちんと町民に報告します。
2. 財政状況などの見通しを明確にし、計画にない事業は行わない原則を遵守するとともに、時代のすう勢などによる住民ニーズの変化、財政環境の変化にともない、つねに施策等のスクラップアンドビルドに対応できる姿勢を維持し、計画変更にあたっては、入替方式に対応します。
3. 制定する「まちづくり基本条例」に基づき、より自立性の高い住民主体の審議会を組織し、事業評価測定、実施計画の変更（ローリング）、展望計画策定等を審議し、町長に具申することとします。
4. 「協働」の考え方にたったまちづくりをすすめるうえで、町職員がその意識を高め、これまで以上に町民の立場にたって仕事に取り組むことが求められることから、職員の意識改革と能力強化、それを促す機構の改善を図ります。
5. 計画にある事務事業を実施する際、常に他の事務事業と連携の可能性を探り、より効率的、効果的な実施を図るため、担当者間、事業主体間での連携を図るしくみを確立します。
6. 各事務事業について、町民と行政の協働で取り組める可能性があるかと判断されるものは、積極的にその具体的な手法などを関係者と町が協議し実施を検討します。

入替方式 計画変更の手法であり、新たな事業を追加する場合に財源確保されなければならぬので、削減する事業がなければ計画に追加できない方法

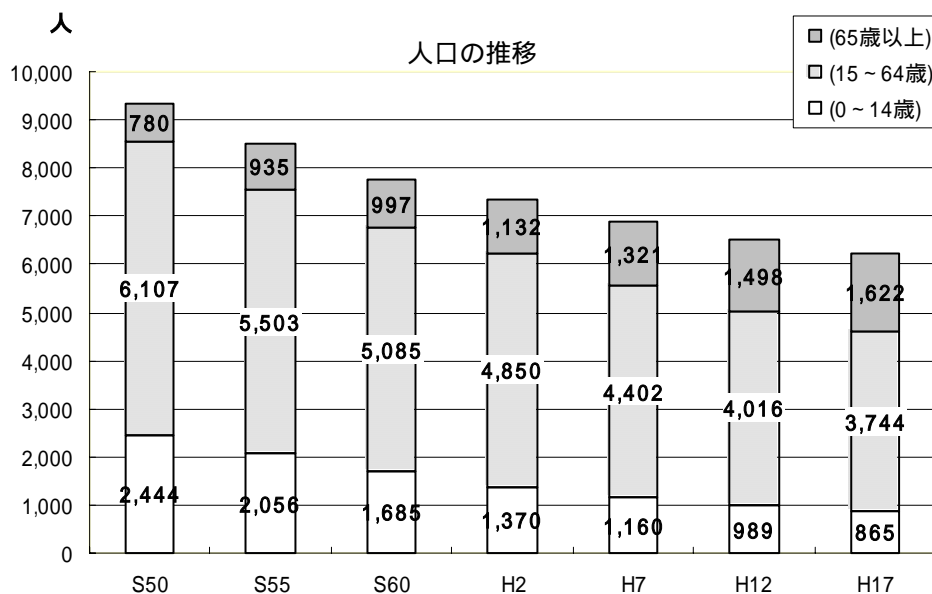
まちづくりの現況と課題

教育や産業などの分野ごとにおける現況と課題については、それぞれにまとめ、それに基づいた施策の展開を図ることとしていますが、各施策をすすめるうえで基本となる平取町の現状と課題を 人口、 産業（就業者人口の推移）、 財政の視点でまとめました。

1. 人口

【現状】

平成17年、平取町の人口は6,231人、平成7年の6,883人と比べ652人減少しています。平取町の人口が最も多かったのは昭和35年、13,387人で、その後減少を続けています。年少人口（15歳未満）は平成7年に1,160人（総人口比16.9%）が平成17年には865人（総人口比13.9%）となっています。高齢者人口（65歳以上）は、平成7年の1,321人（総人口比19.2%）が平成17年には1,622人（総人口比26.0%）となっています。



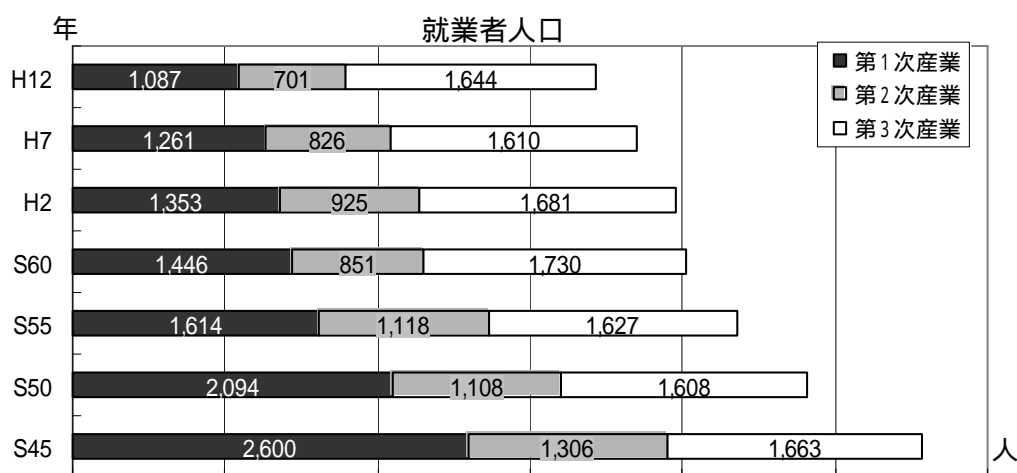
【課題】

人口が減少することにより地域経済の縮小、交付税額の減少など、まち全体の活性化にとってマイナスの要因となり、年少人口の減少は児童福祉、学校の運営や団体活動に、15歳以上65歳未満の生産年齢人口の減少は産業・経済活動に影響を与えています。一方、高齢者人口の増加はまちづくりを支える貴重な人材として期待される反面、介護や生活を支える人口層が必要となり、さらなる福祉対策が必要になります。

2. 産業

【現状】

就業者人口の推移をみると、第1次産業（農林漁業）は昭和60年の1,446人から平成12年には1,087人に減り、以前よりは鈍化傾向にあります。農林業とも減少しています。第2次産業（鉱業・建設業・製造業）は昭和60年の851人から平成12年には701人に減り、建設業は横ばいに推移し、鉱業、製造業が減少しています。第3次産業は昭和60年、1,730人が平成12年1,644人となっており、小売業が減少しサービス業が増加しています。



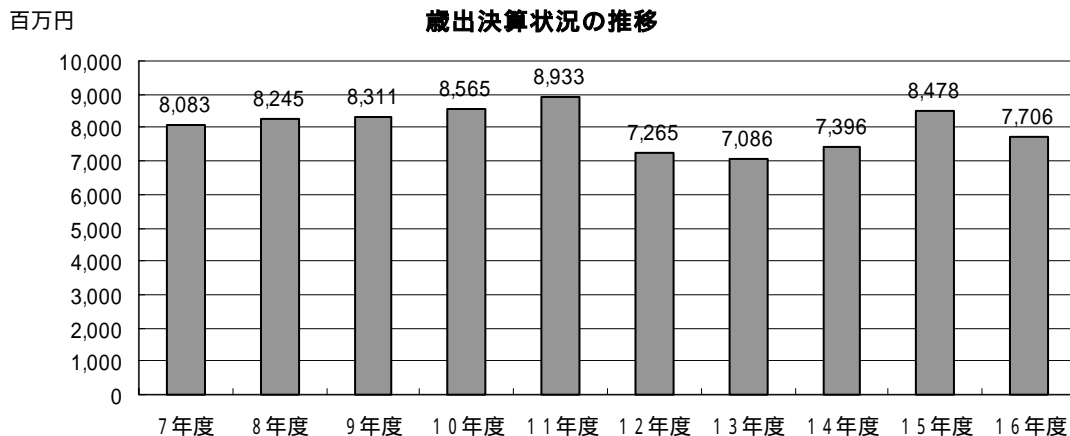
【課題】

第1次産業は、農業の施設野菜を中心とした生産体制の充実強化と所得の拡大をめざす必要があり、第2次産業は新たな地域産業の創出による製造業の拡大が課題となっています。第3次産業は地域内消費や顧客を特化した小売業の展開をめざすとともに、観光客を増やすことなどにより、関連産業の活性化を図らなければなりません。

3. 財政

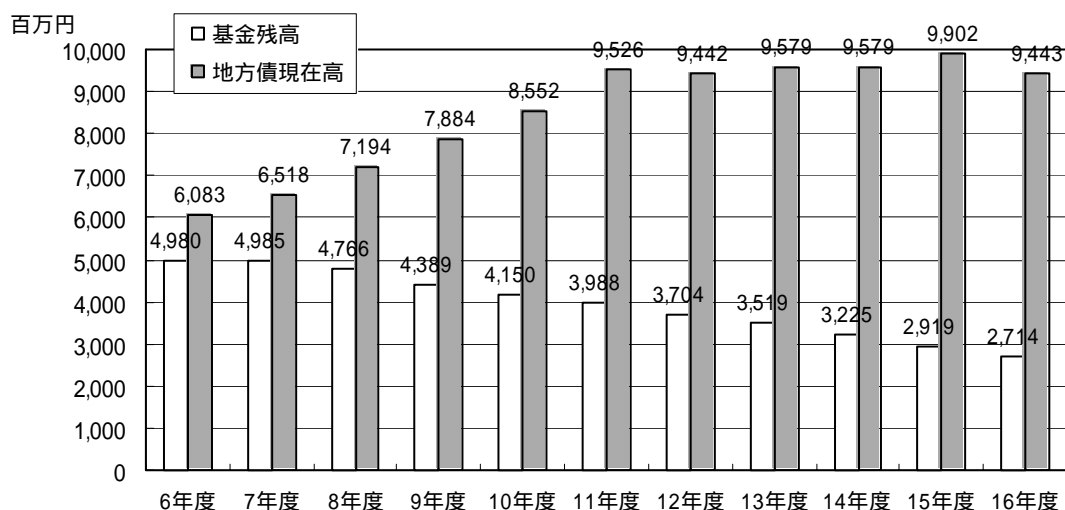
【現状】

平取町の一般会計の予算規模は、決算額で平成11年度に89億3,300万円（災害復旧費を除く額88億800万円）に達しましたが、地方交付税の減額などにより平成16年度では77億600万円（災害除く58億4,700万円）となり、災害復旧費を除く決算額では29億6,000万円減少しています。町の貯金である基金は平成6年度末に49億8,000万円ありましたが、歳入不足分を取り崩しており平成16年度末には27億1,400万円になっています。町の借金である地方債現在高は地方債を充当し、積極的に事業を実施してきた結果、平成6年度末残高60億8,300万円だったものが、16年度末には94億4,300万円になっています。



【課題】

町税、地方交付税などの一般財源だけでは、経常的経費を賄うことができない危機的状況であり、さらなる経常経費の削減と、適正な受益者負担の見直しなどによる歳入の拡大を図る必要があります。

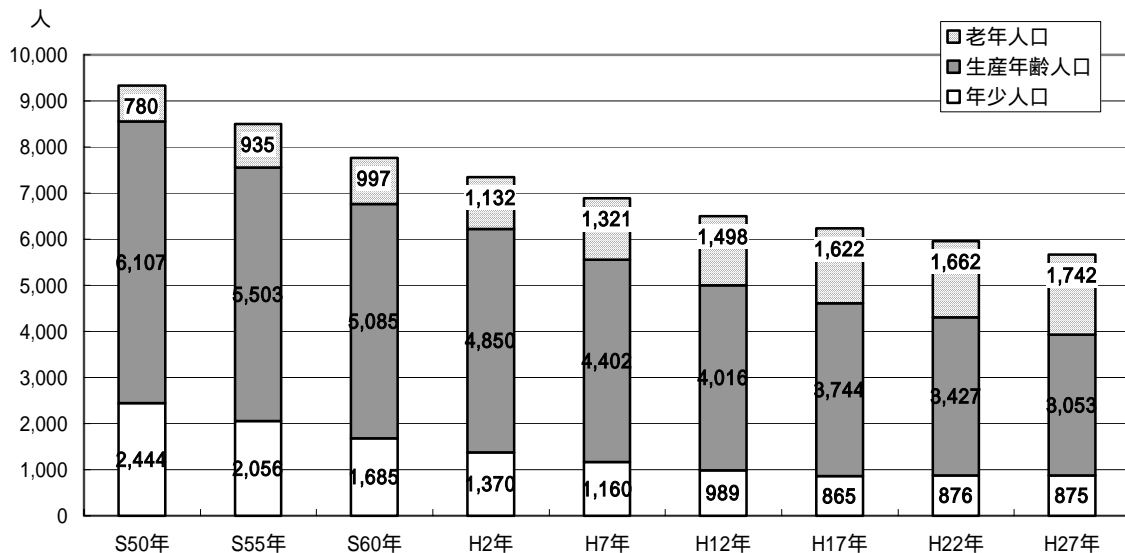


平取町の将来人口

少子・高齢化や、生産年齢人口の都市部への流出による過疎化は平取町のまちづくりのあらゆる分野で深刻な問題を投げかけています。人口の推計によると平成17年度6,231人の人口が平成27年度には5,670人になり、高齢者人口比率も30.7%になると予測されています。平取町が行う施策や事業のほとんどが過疎化に歯止めをかけるためのものと言っても過言ではありません。日本全国が人口減少の社会になっていくことや、過去の実態からみて、人口の増加目標値を設定することは無理があるものと判断し、特に産業分野での雇用の確保に力点をおき、定住化対策を進めながら、一人でも人口が減少しない施策を展開することに努めることとします。

人口の推移及び推計

	昭和 50 年			昭和 60 年			平成 7 年			平成 12 年		
	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女
年少人口	2,444	1,206	1,238	1,685	869	816	1,160	570	590	989	492	497
生産年齢人口	6,107	3,104	3,003	5,085	2,489	2,596	4,402	2,195	2,207	4,016	2,007	2,009
老年人口	780	380	400	997	451	546	1,321	559	762	1,498	642	856
総計	9,331	4,690	4,641	7,767	3,809	3,958	6,883	3,324	3,559	6,503	3,141	3,362
	平成 17 年			平成 22 年			平成 27 年					
	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女			
年少人口	865	414	451	876	402	474	875	384	491			
生産年齢人口	3,744	1,902	1,842	3,427	1,784	1,643	3,053	1,619	1,434			
老年人口	1,622	705	917	1,662	725	937	1,742	766	976			
総計	6,231	3,021	3,210	5,965	2,911	3,054	5,670	2,769	2,901			



主な定住化対策の概要

1)ふるさと親子留学制度の推進

振内小・中学校への留学を希望する都市からの児童生徒とその親を受け入れ、振内地区の活性化を図ります。

2)実践農場の運営

新規就農者の施設野菜等における栽培技術の総合的な技術習得の場として実践農場を運営します。

3)新規参入者就農促進対策・小規模長期リース農場モデル事業の促進

新たな農業の担い手を確保するため、施設設備・農地の取得などにかかる経費を支援します。

4)滞在型農業体験事業の検討

都市に住む人を対象に、週末など、平取で過ごし畑仕事ができる環境を提供し、平取町との関わりをもつことで、定住のきっかけをつくります。

5)移住情報などの提供・PR・受入体制の整備

団塊の世代の移住指向などに対応する情報の提供や PR に努めるとともに、宅地造成などを検討し、受入体制の整備をすすめます。

平取町を取り巻く時代の流れ

今後のまちづくりを進めるにあたって、私たちを取り巻く社会、経済情勢が今後どのように変化し、どのような社会が到来するのかを明らかにしていくことが、まちづくりを進めるうえで大切な要素となります。

1．人口の減少と高齢社会

我が国では、少子・高齢化が急速に進んでおり、保健・医療・福祉をはじめ、生涯学習や生きがいづくりなど、ニーズが多様化、増大してきています。また、少子・高齢化の進展に伴う人口の減少は新規の社会資本整備などの活動を低下させ、社会全体の活力の低下が懸念されます。このため、保健・医療・福祉などのサービスの提供に関して、行政、企業、住民それぞれが担うべき役割を明確にしつつ、利用者が自らの意思により多様なサービスを選択し、自己の責任において利用できるようなシステムづくりが必要とされています。また、医療保険や介護保険、国民年金などの共助のしくみを適切かつ適正に活用・運営していくことが求められています。

2．環境との共生

世界各国での森林伐採や開発による大規模な自然破壊、フロンガスによるオゾン層の破壊、二酸化炭素の排出による地球温暖化、ゴミの焼却によるダイオキシンの発生など、環境破壊が地球的規模で深刻な問題となっています。

経済社会の発展は、物質的な繁栄をもたらした反面、公害や廃棄物処理問題を招きました。経済活動最優先のツケが回ってきた現代は、一人ひとりが地球にやさしい生活をする中で、環境を保護していかなければなりません。平取町の財産である豊かな自然を守り、復元し、創造することは地球環境の保護につながっていきます。資源循環型社会の構築に努め、環境に有害な排出物や廃棄物をできるだけ出さないことや、自然環境をいかした農林業をはじめとする産業の営みがますます大切になってきています。

3．高度情報化

インターネットや携帯電話の普及に象徴される情報通信技術の発達には、産業経済だけでなく、日常生活においても活用されるようになってきました。また、情報通信網の広がりには、電子商取引（e ビジネス）やSOHO（小規模オフィス）などの新たな産業や生活スタイルを生み出しています。

このため、情報通信技術の進展を産業経済の活性化や豊かな生活の実現などに積極的にいかしていくことができるよう、行政や地域における情報化を戦略的にすすめるとともに、様々な情報を適切かつ迅速に活用できるよう、能力・技術の習得や向上に努めていく必要があります。

4．地方分権と住民主役の地域づくり

これまでの国主導の地域づくりではなく、地域住民の多様なニーズを適切に反映した個性豊かなまちづくりを推進するために権限や財源を地方（都道府県、市町村）に移す地方分権改革がすすめられています。

地域住民の意向を反映した民主的な行政をすすめるため、地域の問題、課題については、住民の選択と責任による自治が基本となります。地域住民が自主的、主体的に取り組み、自己決定、自己責任のもと、個性的なまちづくりをすすめることが大切になってきています。また、行政の役割として、行財政改革による行政運営の合理化、効率化を図ること、行政の透明性の確保に向けた情報公開を行うこと、住民にとって納得できる施策を展開するために説明責任（アカウンタビリティ）を果たしていくことが求められています。



夢 貫気別小学校1年 二谷美咲（にたに みさき）さん
【きれいな花がたくさん咲くといいなと思いました】

平取町の将来像

現在の平取町は昔、鉱業や林業で栄えていたころのような活気はなく、人口の減少が続いています。しかし、私たちの町には、先人達の知恵と力と勇気で大胆に、未来を想うまちづくりを実践してきた経験と伝統が脈々と息づいています。

平取町は今まで経験したことのない厳しい財政環境や、急激に進展する少子・高齢化、地方分権改革や市町村合併、財政の 三位一体改革などをはじめとして、今までのしくみや考え方が根幹から見直される行財政環境の大きな転換期を迎えています。これを新たなまちづくりの好機としてとらえ、将来の平取町をこんな町にしたいという町民の願いを、町民自らの手で、決してあきらめることなく実現していくことに今回の総合計画の目的があります。未来永劫、子々孫々に引き継ぐまちが夢と希望に満ちた魅力的ですばらしい町になるよう町民一人ひとりの基本目標として、平取町の将来像を定めます。

「一人ひとりがまちづくりの主役です

輝くびらとり未来につなごう」



三位一体改革とは、地方の自主的・自立的な行財政基盤を確立して地方分権をすすめるため、国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の改革の3つを一体的に行うものです。

輝くびらとりのための基本目標（テーマ）

まちづくりの最終目標は「町民がしあわせを感じ暮らしていけること」にあります。言い換えれば平取町に住む一人ひとりが安全で快適に、健康で豊かに、仲良く暮らしていけるような町をつくることです。「まちづくり」とはこれを施策として実現していくことにほかありません。

めざすべきまちの将来像を実現するため次の5つの基本目標（テーマ）を掲げその実現を図っていきます。

1．平取町の歴史風土や文化を愛する心豊かな人づくりをめざして

【教育・文化の推進】

平取町教育推進計画に基づき、他人や自然をおもいやる心と、ふるさとの歴史や文化を愛する心を育む教育を積極的に推進し、将来のまちを担う人材の育成に努め、さらに生活を豊かにする文化活動や伝統文化の保存伝承を推進する体制を整え、文化の香り高いまちづくりをめざします。

2．生涯を通じ生きがいと元気にあふれるまちづくりをめざして

【保健・医療・介護・福祉の向上】

町民一人ひとりがお互いの個性や自立する心を尊重しながら、自立、互助、扶助のしくみを再確認するとともに、子どもからお年寄りまで安心していきいきと健康に暮らせるまちづくりをめざします。

3．平取町の資源をいかし、生産の喜びと活力に満ちたまちづくりをめざして

【産業の振興】

育んだ「びらとりブランド」をさらに発展させ、農業、商業、工業等が機能的に結びつくことができるしくみづくりを確立するとともに、地元の資源を最大限に活用し、雇用の場の確保、創出をすすめ活力あるまちづくりをめざします。

4．自然と共生し、快適で安全な暮らしづくりをめざして

【生活環境の向上】

人と自然が共生できる循環型・環境負荷低減型の地域の形成をめざすとともに、町民生活の安全性、利便性、快適性を高め暮らしやすいまちをつくります。

5．人と人とのつながりを大切にし、魅力的で個性あふれるまちづくりをめざして

【町民活動・行政活動の充実】

誰もが平等に参加の機会やまちの情報を手にでき、互いに助け合いながらまちづくりについて自ら考え、行動することのできる土壌（しくみ）を築き育てるとともに、平取町に住む私たち自身が平取町の将来を考え、より良い暮らしを実現することをめざします。

分野別の施策の大綱

めざすべき将来像を実現するため、基本目標を分野ごとのテーマと進むべき方向として置き換え、政策項目と基本方針、施策の項目を構成します。

教育・文化の推進

1) テーマ

平取町の歴史風土や文化を愛する心豊かな人づくりをめざして

2) 進むべき方向

平取町教育推進計画に基づき、他人や自然をおもいやる心と、ふるさとの歴史や文化を愛する心を育む教育を積極的に推進し、将来のまちを担う人材の育成に努め、さらに生活を豊かにする文化活動や伝統文化の保存伝承を推進する体制を整え、文化の香り高いまちづくりをめざします。

3) 施策の構成

政策項目	基本方針	施策項目
1 小中学校教育	学ぶことの楽しさや達成感を体得できる教育の実施をめざすとともに、自然環境に恵まれた地域の特色をいかし創造性豊かな教育活動の展開を図ります。	(1)教育施設・環境の整備 (2)学校統合の推進 (3)IT教育の推進 (4)学校運営の充実 (5)教育内容の充実 (6)教育用備品の充実
2 高校教育	教育環境の整備や地域活動などを推進し、地域に根ざした特色ある学校づくりを支援します。	(1)特色ある教育の推進 (2)教育環境の充実 (3)地域活動・社会参加の奨励
3 社会教育	町民が生涯にわたり多様な学習ができるように、学習機会の充実を図るとともに、社会教育施設の有効利用を促進します。また、指導者の育成や団体等の活動を支援するとともに、地域の資源（人材、自然環境）をいかした学習活動を推進します。	(1)家庭教育・幼児教育の充実 (2)青少年教育の充実と健全育成の推進 (3)成人教育の充実 (4)女性教育の充実 (5)高齢者教育の充実 (6)社会教育活動の環境整備
4 社会体育	町民がスポーツやレクリエーションを楽しんだり、少年団やスポーツ団体の活動を支援する体制及び環境の整備を図ります。また、健康や体力づくりのため誰でも気軽にできる生涯スポーツの普及を推進します。	(1)スポーツ・レクリエーション活動の普及・充実 (2)社会体育施設の整備
5 図書館活動	豊かな心を育み、町民の生涯学習の拠点として図書館の充実を図り読書環境の整備をすすめるとともに、資料や情報の収集、提供など図書館活動を推進します。	(1)読書活動の充実 (2)図書館の充実
6 人材育成・交流推進	優れた人材の育成を図り、まちづくりを推進するとともに、研修や交流事業の充実に努めます。	(1)研修・交流事業の充実
7 芸術文化	芸術・文化の鑑賞機会を拡充し、日常的にふれあい、楽しみ、学べる環境づくりをすすめるとともに、町民や文化団体の自主的な活動を支援する体制の整備を図ります。また、生涯学習関連施設と連携を図り、芸術・文化の向上に努めます。	(1)芸術・文化活動の推進 (2)芸術・文化の鑑賞機会の充実

政策項目	基本方針	施策項目
8 イオル（アイヌの伝統的な生活の場）の再生	豊かな自然環境の中で育まれてきたアイヌ文化を総合的に継承するため、人材の養成を急ぐとともに、文化伝承の基盤となるイオル（アイヌの伝統的な生活の場）を再生し、必要な自然素材が持続的に採取（採捕）できる体制づくりをすすめ、関連施設を活用し、その確保過程や加工等行程の実践、工芸技術の伝承や体験交流活動を推進し、「アイヌ文化の里」づくりをめざします。	(1)アイヌ文化継承者の養成 (2)アイヌ文化伝承に必要な資源確保 (3)アイヌ文化保護・継承活動の支援
9 アイヌ文化	平取町には遺跡や伝説の地などアイヌ民族にかかわる文化遺産が数多く残っています。この貴重な文化を誇りある町の遺産として、伝承活動が多く受け継がれ博物館等施設も整備されている二風谷地区を中心に関係団体と協力し保護・継承活動を充実し推進していきます。	(1)アイヌ文化伝承活動団体等への支援・協力の支援・協力 (2)二風谷アイヌ文化博物館の整備充実 (3)アイヌ文化への理解の促進及び普及啓発
10 文化財保護	埋蔵文化財などの貴重な文化遺産の収集・整理・保存・保護に努めるとともに、貴重な文化財については指定し文化財保護の理解や普及啓発を図ります。	(1)埋蔵文化財の保全・調査 (2)有形・無形文化財の保護

保健・医療・介護・福祉の向上

1) テーマ

生涯を通じ生きがいと元気にあふれるまちづくりをめざして

2) 進むべき方向

町民一人ひとりがお互いの個性や自立する心を尊重しながら、自立、互助、扶助のしきみを再確認するとともに、子どもからお年寄りまで安心していきいきと健康に暮らせるまちづくりをめざします。

3) 施策の構成

政策項目	基本方針	施策項目
1 健康づくり	生涯にわたり健康で安心して生活できるよう保健サービスの充実を図り、「自分の健康は、自分でつくり、自分で守る」という自己意識の涵養と、自ら健康管理するための健康づくりを支援します。また、乳児から高齢者まで町民の健康管理ため、健診や健康教育、健康相談等の保健活動を推進し、総合的なサービス提供に努めます。	(1)保健活動の充実 (2)健康づくり活動の推進
2 医療機関	地域で安心して生活していくために国保病院の機能充実と経営安定を図るとともに、他医療機関との連携による地域医療サービスの充実に努めます。	(1)医療体制の充実 (2)地域医療ネットワークの推進
3 国民健康保険・介護保険・国民年金	国民健康保険制度に関する広報啓発活動を推進するとともに、介護保険制度の円滑な運営に努めます。国民年金は未加入者の解消と年金制度の周知及び理解を図ります。	(1)国民健康保険制度の推進 (2)介護保険制度の充実・体制強化 (3)国民年金の加入促進及び周知徹底
4 子育て支援	多様な保育サービスの充実と地域全体での子育て支援を推進し、育児不安の解消のため情報提供や相談体制の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。	(1)保育サービスの充実 (2)子育て支援体制の整備充実 (3)児童虐待防止体制の確立 (4)療育体制の整備 (5)ひとり親家庭対策の充実
5 高齢者福祉	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉施策の充実を図るとともに、地域での生活を支援する体制の整備に努めます。また、高齢者の自主的な活動や社会参加活動を推進するための環境整備をすすめます。	(1)高齢者福祉サービスの充実・老人保健事業の推進 (2)高齢者の社会参加の促進
6 障害者福祉	障害者が住み慣れた家庭や地域で自立した社会の一員として生きがいを持って安心して生活できるよう、総合的な障害者福祉の推進に努めます。	(1)障害者自立支援制度の推進 (2)障害者福祉の充実 (3)障害者の社会参加の促進
7 ウタリ福祉	アイヌの方々の生活環境の整備や就学支援、職業訓練、相談体制を充実するとともに、伝統技術、伝統工芸の継承に努めます。	(1)ウタリ福祉施策の充実
8 地域福祉活動	地域社会でたすけあいすべての町民が幸せで安心して生活できるよう、地域福祉の体制整備を図るとともに、町民の福祉に対する理解を深め、ボランティア活動の推進に努めます。	(1)総合的福祉サービスの充実 (2)ボランティア活動の推進 (3)生活の安定と自立援助

産業の振興

1) テーマ

平取町の資源をいかし、生産の喜びと活力に満ちたまちづくりをめざして

2) 進むべき方向

育んだ「びらとりブランド」をさらに発展させ、農業、商業、工業等が機能的に結びつくことができるしくみづくりを確立するとともに、地元の資源を最大限に活用し、雇用の場の確保、創出をすすめ活力あるまちづくりをめざします。

3) 施策の構成

政策項目	基本方針	施策項目
1 農業	農業の振興と経営の安定化を図るため、新規就農対策や担い手対策を中心とした総合的な農業施策をすすめ、安全、安心、安定した生産体制の確立と生産力の向上をめざします。	(1)農地の維持・保全 (2)農業経営の安定・強化 (3)担い手の確保・育成 (4)食の安全・安心・環境にやさしい産地づくり
2 林業	長期的な視点に立ち、地域の特性に応じた森林づくりを計画的にすすめるとともに、地域材の有効利用など生産性の高い林業生産活動を維持し、あわせて森林施業の担い手の育成等を図ります。また、森林づくりに対する理解を深めるため、森林とのふれあいの場の整備・活用をすすめます。	(1)森林の整備及び保全 (2)林業の持続的かつ健全な発展 (3)森林の活用の促進 (4)林産物の付加価値向上 (5)有害鳥獣駆除
3 工業	地域の資源を活用した付加価値の高い製品を生み出す企業等の育成のため、人材育成、技術開発、に積極的に取り組みます。	(1)既存企業の育成 (2)起業家支援
4 商業	住民から愛される魅力ある商業をめざすため、個店毎の経営努力により高齢化や消費者ニーズの多様化に対応する個性的な商店づくりをすすめます。	(1)地元商業の育成 (2)商業団体支援
5 観光・レクリエーション	都市住民が豊かな緑を求め心身のリフレッシュができる体験学習型観光の受入体制の検討と、近隣自治体との連携のもと、地域の特性と多様な資源を活用した広域観光の振興を図ります。	(1)体験学習型観光 (2)観光拠点の整備 (3)観光協会の強化 (4)イベント (5)特産品開発
6 雇用対策	継続的な地域の発展は雇用が維持、拡大されることが基本となるため、企業誘致を促進し、労働環境改善を支援するとともに、定住人口を拡大するため受入体制の整備をすすめます。	(1)雇用の拡大 (2)企業誘致 (3)労働環境の向上
7 業種間交流	公共事業の縮小など地域の雇用体系の変化を背景に、農業と工業、商業、林業などの人的交流や情報ネットワークの整備などをすすめるとともに、地域の資源を活用した地場産品の研究・開発に取り組みます。	(1)異業種間交流 (2)大学・研究機関との連携

生活環境の向上

1) テーマ

自然と共生し、快適で安全な暮らしづくりをめざして

2) 進むべき方向

人と自然が共生できる循環型・環境負荷低減型の地域の形成をめざすとともに、町民生活の安全性、利便性、快適性を高め暮らしやすいまちをつくりまします。

3) 施策の構成

政策項目	基本方針	施策項目
1 土地利用	土地利用については既存の農地、林地などの利用計画に基づき利用の促進や保全を図るとともに、市街地の街並み整備など各個別計画により整備をすすめます。	(1)土地利用
2 道路・交通機関	暮らしや地域産業、経済、交流の活性化を図るため地域間を結ぶ幹線道路や生活道路の整備をすすめるとともに、高齢者や子どもたちなど交通弱者の利便性を図るため、民間バス交通との連携による町内交通ネットワークの整備を図ります。	(1)町道整備 (2)国道・道道の整備 (3)道路維持 (4)交通ネットワーク
3 情報通信	2011年に開始される地上波デジタル放送のための受信施設の整備をすすめるとともに、高度情報化時代に対応できる光ファイバーなどの整備による町内情報ネットワークを検討します。	(1)テレビ難視聴対策 (2)情報・通信
4 町民生活	犯罪のない明るいまちづくりをすすめるため、地域に根ざした防犯などの予防対策を展開し、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、交通安全意識の向上や交通弱者の視点にたった環境整備をすすめる、交通事故防止に努めます。また、町民が安心して暮らせるように各種相談、援護体制の強化を図ります。	(1)防犯対策 (2)交通安全対策 (3)消費者保護 (4)保護司会活動 (5)戦後処理・戦没者等遺族への支援
5 防災	町民が安全で安心した暮らしを維持、向上させるため、災害多発河川の整備や治山・治水施設の整備をすすめます。また、防災体制・防災意識の高揚を図るとともに、災害時の初動対応体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。	(1)防災体制 (2)治山・治水 (3)河川整備
6 消防・救急	町民の生命や身体、財産を守るため、施設・設備の充実強化を図り、救急・救助技術の向上、パイスタウンダーの養成など、町民が安心して暮らせるまちづくりをすすめます。	(1)予防体制 (2)警防体制 (3)救急・救助体制
7 自然保護・みどり豊かな環境	平取町のみどり豊かな自然環境を保全し、次世代へ継承するとともに、自然と共生するまちづくりを確立するため、自然とのふれあいなどを通じた意識の向上を図ります。また、多くの町民の憩いの場となっている二風谷ファミリーランドをはじめ、地域ニーズに応じた特色ある公園づくりに努め、町民との協働による管理運営を推進し、親しまれる公園づくりをめざします。	(1)自然保護・復元・創造 (2)自然とのふれあい (3)緑化・花づくり活動 (4)公園整備・維持 (5)景観の整備
8 環境保全	快適な環境のまちづくりを実現するために、町民、事業者、行政が協働し、公害のないまちづくりをめざします。また、地球温暖化対策にとめない、温室効果ガスの削減を求められていることから、地域としての具体的な取り組みを検討します。	(1)公害防止対策 (2)温暖化対策 (3)バイオマス・代替エネルギー

政策項目	基本方針	施策項目
9 環境衛生	町民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら協働することにより、清潔で美しい環境のまちづくりをめざし、町民が快適に暮らせるように不快環境の除去、公衆衛生の確保などを図ります。また、ごみの減量・分別収集の徹底とリサイクル・再資源化をすすめながら、発生したごみの適正な処理を推進します。	(1)公衆衛生 (2)火葬場 (3)墓地整備 (4)愛玩動物 (5)ごみ処理体制 (6)リサイクル (7)ごみ問題の意識啓発
10 住宅・住宅環境	価値観やライフスタイルの変化を考慮し、地域の生活環境を重視した快適な住宅環境の整備を図るとともに、定住者対策を促進するうえからも町、民間所有の遊休地、空屋の有効利用をすすめます。また、公営住宅の建設手法として民間活用等の導入も検討します。	(1)公営住宅整備 (2)公営住宅管理 (3)定住者対策
11 上水道	水道施設の計画的改修を行い、より良質な飲料水の安定供給に努めます。	(1)上水道
12 生活雑排水	快適で健康的、文化的な生活環境を確保するため、既存の生活雑排水処理施設の適正な維持を図るとともに、散在集落地区の合併浄化槽の設置を推進します。	(1)処理施設 (2)合併浄化槽
13 水源地域	平取ダム建設にかかる、水源地域の振興について、地域の現状を再度把握しながら、もっともふさわしい振興策を国、道に要請するとともに、水源地ならではの特性をいかした事業の推進を図ります。	(1)水源地域整備

町民活動・行政活動の充実

1) テーマ

人と人とのつながりを大切にし、魅力的で個性あふれるまちづくりをめざして

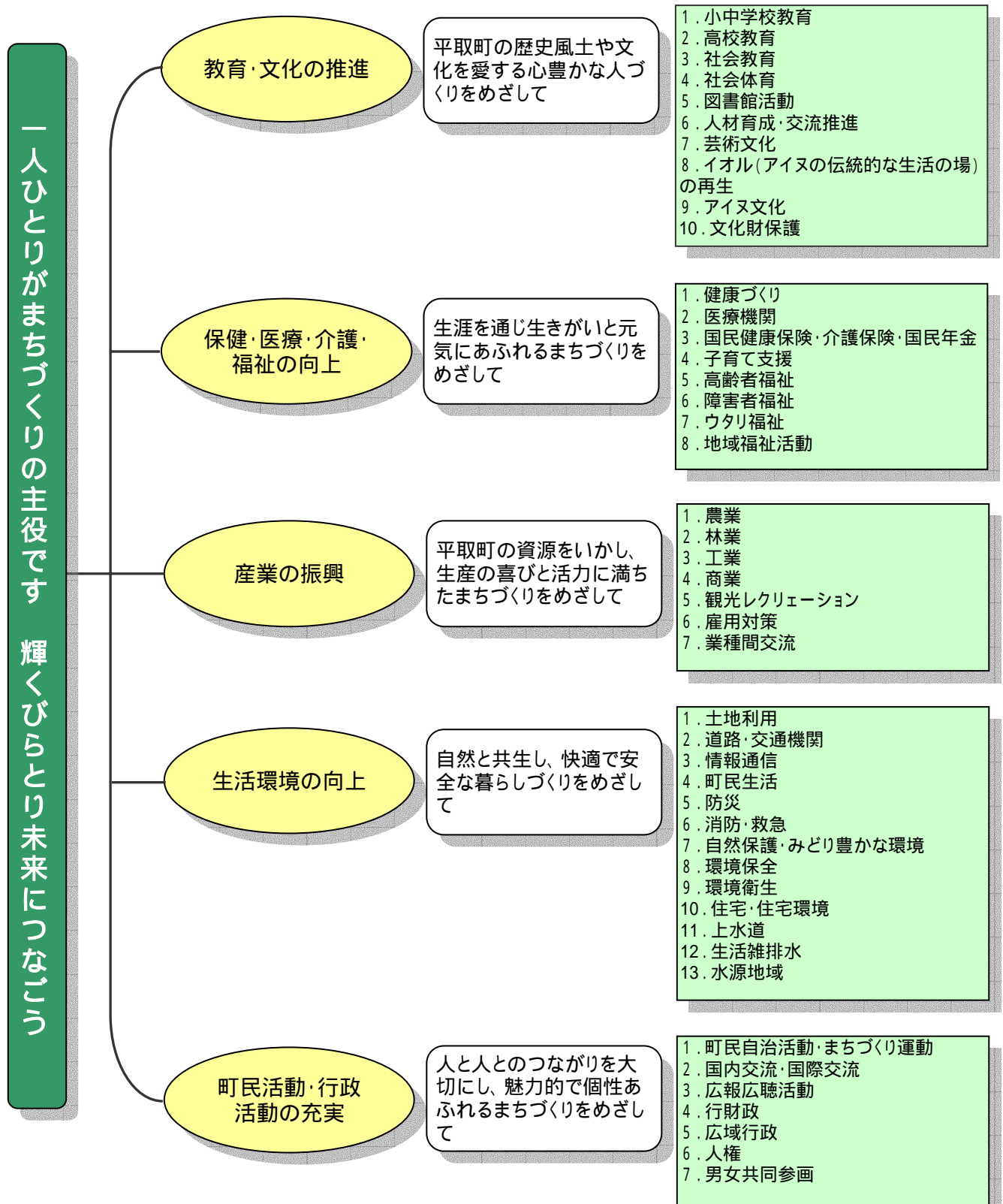
2) 進むべき方向

誰もが平等に参加の機会やまちの情報を手にでき、互いに助け合いながらまちづくりについて自ら考え、行動することのできる土壌（しくみ）を築き育てるとともに、平取町に住むわたしたち自身が平取町の将来を考え、よりよい暮らしを実現することをめざします。

3) 施策の構成

政策項目	基本方針	施策項目
1 町民自治活動・まちづくり運動	町民一人ひとりがコミュニティの重要性を認識した人と人とのつながりを大切にするまちづくりの展開を図るためには、町が積極的に住民参加のしくみをつくるのではなく、住民同士が気軽に、まちづくり、地域づくりについて語りあえる環境整備が必要です。そのため、町民の自主的な地域づくり活動を積極的に支援するとともに、情報の共有をすすめて町の仕事に反映できるしくみづくりを推進します。	(1)自治会・コミュニティ活動 (2)NPO団体等の支援 (3)ボランティア活動
2 国内交流・国際交流	個性と特色をいかしたまちづくりをすすめるため、生活の多様化・広域化に対応し、歴史や自然環境等の利点をいかした交流をすすめます。また、アイヌ文化を学べる学習・教育の場を創出して国際交流の拠点として整備を図ります。	(1)交流・協力
3 広報広聴活動	まちづくりの基本は、町民が自ら考え、行動することです。そのためには、すべての人に、公正でわかりやすいものとなるよう情報の公開と共有化をすすめます。	(1)情報公開 (2)広報広聴活動
4 行財政	自立し、継続可能な行財政をすすめるため、取り巻く環境の変化を的確にとらえ、行政運営の効率化に取り組みながら、財政の健全化、行政改革、行政サービスの充実、職員の資質や能力の向上に努めます。	(1)財政健全化 (2)公営企業健全化 (3)行政改革推進 (4)職員管理 (5)行政財産 (6)行政運営 (7)行政委員会の充実 (8)町議会活動
5 広域行政	近隣町村が互いに個性と特色をいかしながら、共通の目標と連携を基調として、住民活動や産業、経済、文化、福祉活動など、住民ニーズに対応した適切なサービスを行うため、広域行政体制を整備していきます。	(1)広域行政
6 人権	女性や子供、高齢者、障害者、外国人などすべての人に市民的権利と自由を保障するため、人権に関する認識を高めるための学習機会や啓発活動を行うとともに、人権に関する相談、支援体制の強化を図ります。	(1)人権意識
7 男女共同参画	男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができるように男女共同参画意識の高揚を図るとともに、実現に向け環境の整備に取り組みます。	(1)男女共同参画社会

施策の体系



平取町まちづくり計画体系

